

第18回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：令和5年1月30日（月）

14:00～16:10

場所：三重県伊勢庁舎4階会議室

（伊勢市勢田町628番地2）

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
 NPO法人神社みなとまち再生グループ
 伊勢湾漁業協同組合
 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
 伊勢市大湊町振興会
 伊勢市神社港自治会
 伊勢市下野町自治区
 伊勢市通町自治会
 伊勢市一色町自治会
 伊勢市田尻町自治会
 伊勢市二見町今一色区自治会
 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
 三重県 伊勢建設事務所
 伊勢市 都市整備部
 伊勢警察署 生活安全課
 鳥羽海上保安部
 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
 国土交通省中部地方整備局 河川部
 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所



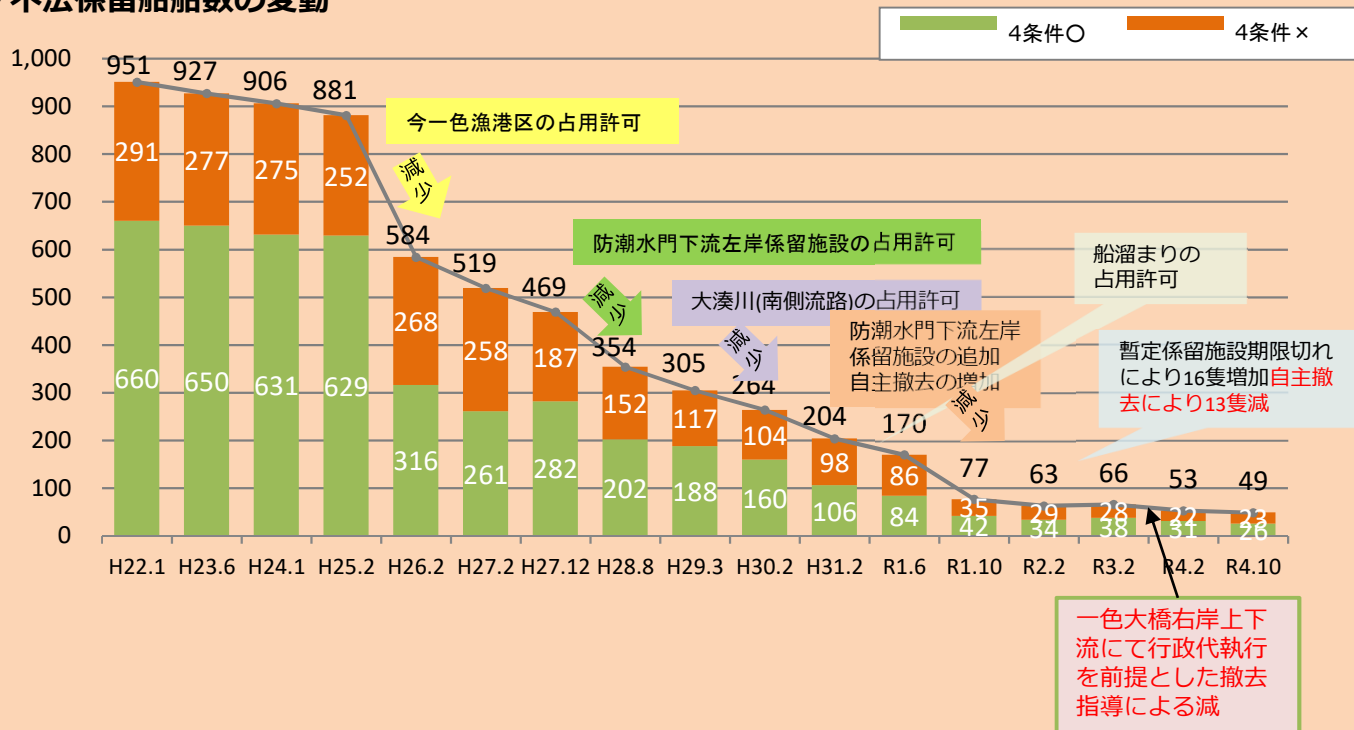
協議会の様子

▼ 議 事 の 内 容

1. 勢田川等水面利用対策協議会の取組みについて

2. 報告事項

▼不法係留船舶数の変動



ここ近年は、新たな係留場所の確保が進まない中、注意書・警告書や行政代執行を見据えた対応により、自主撤去による不法係留解消が進んできました。

2. 報告事項

▼係留対象船の減 船舶の撤去対策（国管理区間）

■対象：防潮水門下流左岸 季節係留（冬場だけの係留）船舶1隻（+1隻）、栈橋1基

■移動要請を実施



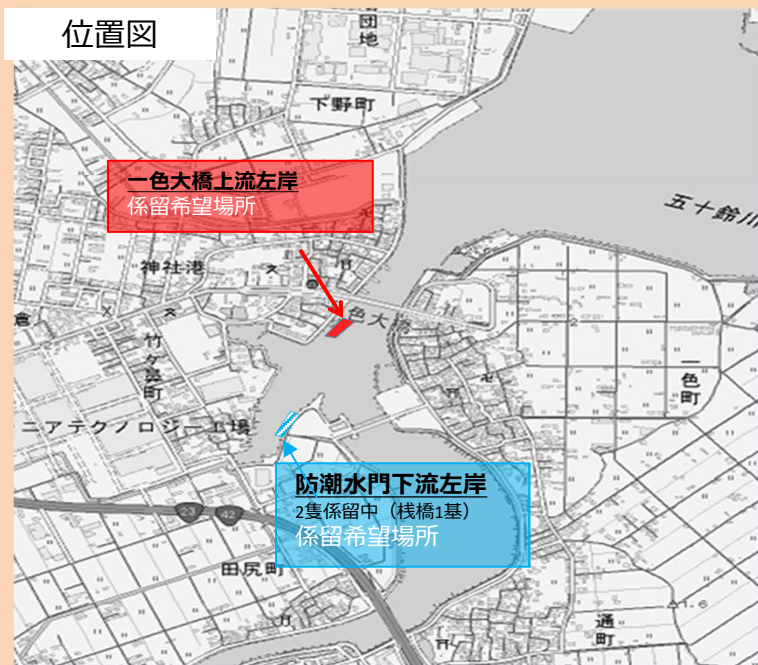
所有者より、現在係留場所（防潮水門下流左岸）及び「一色大橋上流左岸」の合計2か所の占用及び係留希望の申し出あり



本協議会にて、その申し出の是非を協議

防潮水門下流左岸の不法状態が解消することで
国管理区間の不法係留船はゼロに！

位置図



この場所の法的位置付け、背景を踏まえて、協議しました（協議結果は次ページ）。

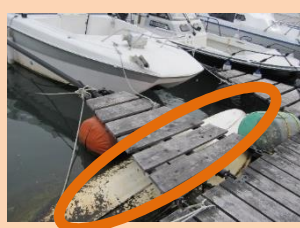
▼係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去（県管理区間）



一色大橋上流左岸【栈橋撤去】



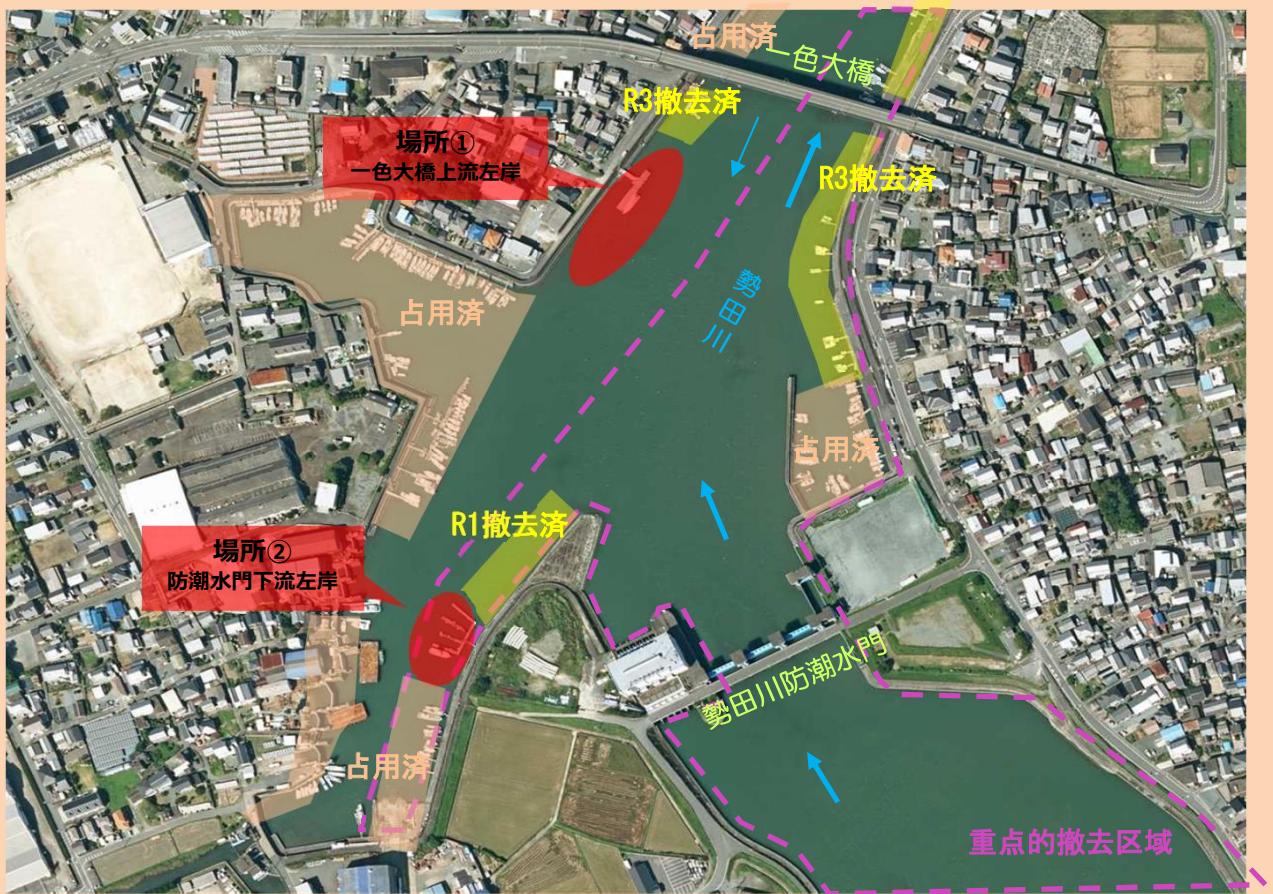
一色大橋下流左岸【廃船撤去】



港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じ順次撤去していきます

3. 協議・検討事項

▼係留場所の確保：新たな係留場所



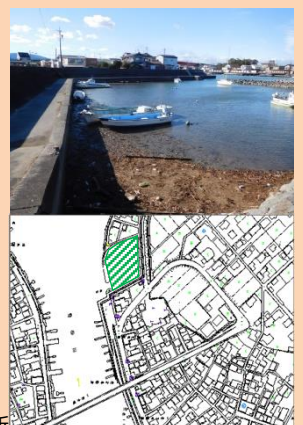
必要な対策を講じたうえで河川法及び港湾法では問題なし。提案場所及びその周辺の経緯・対応状況（占用済、撤去済）により、本協議会で承認を得られませんでした。

▼係留場所の確保：係留が認められる施設

④大湊川(五十鈴川合流点側)



⑥一色町物揚場施設



凡例 今回占用主体を決定する箇所

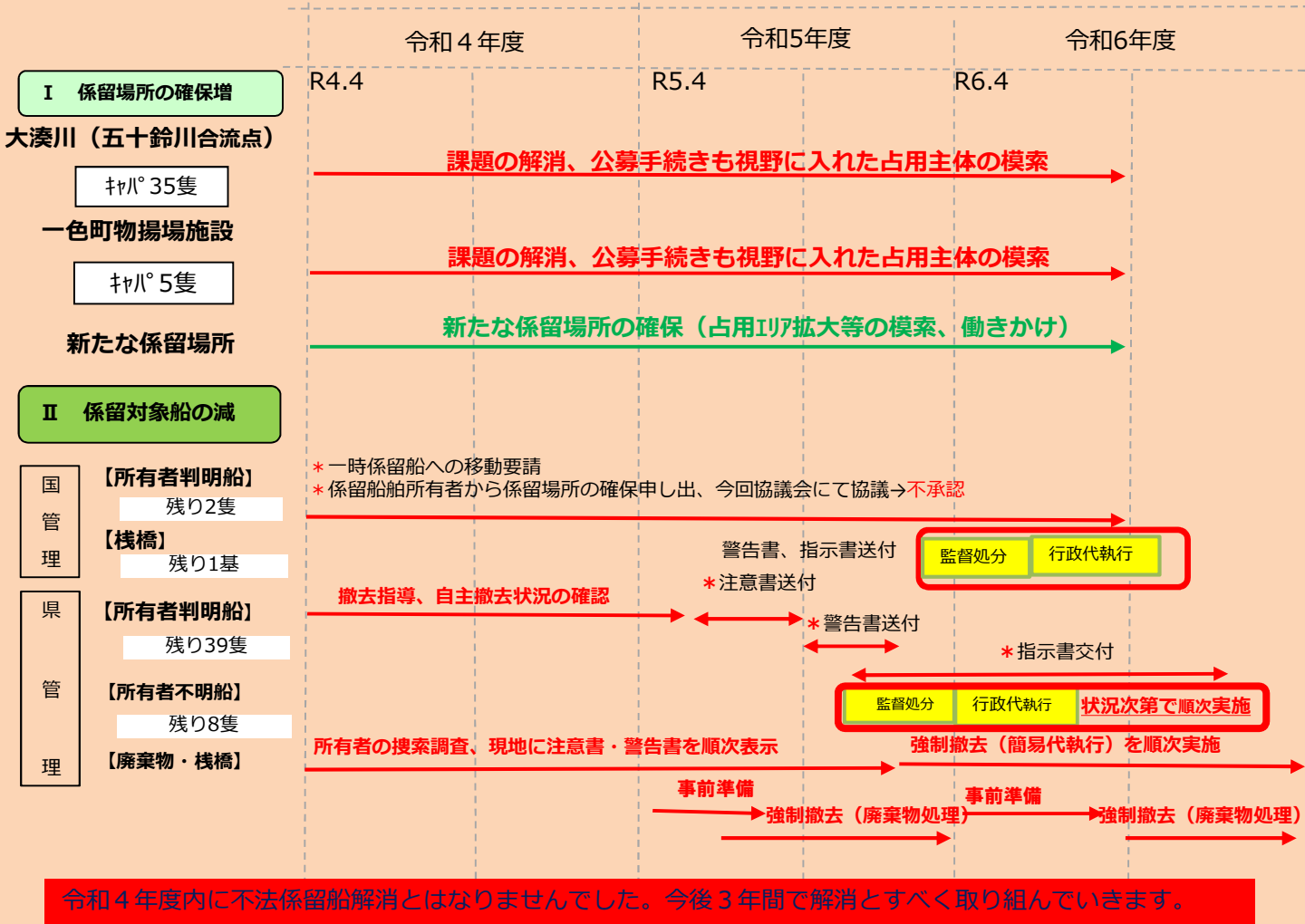
【課題】④大湊川(五十鈴川合流点側)
アクセス通路及び駐車場の確保が必要
→調整は困難（行政での整備不可）

【課題】⑥一色町物揚場施設
水深が浅く浚渫が必要
→調整は困難（行政での浚渫不可）

公募手続きも視野に入れた管理者の調整を行います。

3. 協議・検討事項

▼今後の予定について



～委員からのご意見（抜粋）～

- ・ 棧橋や船は、津波が来たら凶器になる。適正な管理が必要。
- ・ 大湊川の候補地は、過去から課題がある事は承知している。公募や分割占用などやり方を変えてはどうか。
- ・ 現在の不法係留船は大湊川のものが大半で、提案された係留場所を認めても、移動してこないと思われる。
- ・ 移動要請に応じて適正な係留場所に移動したかつての不法係留船所有者から見れば、防潮水門下流左岸に係留している者はゴネ得ではないか。
- ・ 新たな係留場所を今回認めたら、他の場所も今後認めていくのか。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・ 新たな係留場所は2か所とも不承認。よって、当該係留場所の占用主体に係る公募及び個別申請手続きも行わない。提案者には是正指導を行う。
- ・ 課題のある候補地2か所は、公募手続きも視野に入れつつ、占用主体設立に向け引き続き調整していく。
- ・ 新たな係留場所を認めていくには、前提条件や背景を整理したうえで、その都度協議会に諮っていく。